

学校給食を止める場合の「給食停止届」の提出について（お願い）

野洲市教育委員会事務局 学校教育課  
野洲市学校給食センター

平素は、本市学校教育にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和5年度から、給食の停止および学校給食費の返金について、以下のとおり変更させていただきますのでお知らせします。

1. 変更点

これまで、児童生徒が欠席などの理由により同一の月内で連続して5日以上給食を食べなかった場合は、事前の申出の有無に関わらず、学校給食費の減額・返金などの手続きを行ってまいりました。

令和5年4月からは、給食停止希望日の5日前の正午（土日、休日などを除く。）までに学校へ給食停止届の提出があり、かつ、連続して5日以上給食を食べなかった日があったことが確認できた場合に限り、停止した日数分の学校給食費を減額・返金することとしました。

同一の月内で、事前に連続して5日以上給食を食べないことが見込まれる場合は、各学校あてに給食停止届の提出をお願いします（給食停止届の様式は、各学校にあります）。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

【「給食停止希望日の5日前」の数え方について（例）】

月	火	水	木	金	土	日
	停止5日前 正午 提出締切	停止4日前	停止3日前	停止2日前		
停止1日前	停止希望日 欠食①	停止希望日 欠食②	停止希望日 欠食③	停止希望日 欠食④		
停止希望日 欠食⑤						

2. 注意事項

・返金の対象となるのは、同一月内で連続して5日以上欠食であり、月をまたいだ場合は対象となりません。

・行事などによりあらかじめ給食が停止されている日は、欠食回数に含めません。

3. その他

・例外として、同一月内で連続して5日以上学級閉鎖となった場合は、届出の提出がなくても日割で計算します。（行事などによる給食停止日は、連続5回以上の日数から除きます。）

（問い合わせ先）

野洲市小篠原2100番地1

野洲市教育委員会事務局 学校教育課

（電話番号：077-587-6017（直通））